

事 務 連 絡
令和6年10月31日

関 係 団 体 御中

厚生労働省保険局医療課

「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う
特定保険医療材料料（使用歯科材料料）の算定について」の一部改正について

標記について、別添のとおり地方厚生（支）局医療課、都道府県民生主管部（局）国民健康保険主管課（部）及び都道府県後期高齢者医療主管部（局）後期高齢者医療主管課（部）あて連絡したのでお知らせします。

事 務 連 絡
令和 6 年 10 月 31 日

地 方 厚 生（支）局 医 療 課 都道府県民生主管部(局) 国 民 健 康 保 険 主 管 課（部） 都道府県後期高齢者医療主管部(局) 後 期 高 齢 者 医 療 主 管 課（部）	} 御中
--	------

厚生労働省保険局医療課

「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う
特定保険医療材料料（使用歯科材料料）の算定について」の一部改正について

今般、歯科用貴金属材料の材料価格改定を行い、「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）」（平成 20 年厚生労働省告示第 61 号）のⅥに規定する特定保険医療材料の算定について、関連する通知を下記のとおり改正し、令和 6 年 12 月 1 日から適用する予定であるので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図られたい。

記

「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特定保険医療材料料（使用歯科材料料）の算定について」（令和 6 年 3 月 5 日保医発 0305 第 10 号）の別紙 1 を次のように改正する。

(別紙 1)

材料料

M002 支台築造

(支台築造の保険医療材料料 (1 歯につき))

ファイバーポストを用いた場合は次の材料料と使用した本数分のファイバーポスト料との合計により算定する。

1 間接法

(1) メタルコアを用いた場合

イ 大臼歯 94 点

ロ 小臼歯・前歯 58 点

(2) ファイバーポストを用いた場合

イ 大臼歯 27 点

ロ 小臼歯・前歯 15 点

2 直接法

(1) ファイバーポストを用いた場合

イ 大臼歯 27 点

ロ 小臼歯・前歯 15 点

(2) その他の場合

イ 大臼歯 33 点

ロ 小臼歯・前歯 21 点

(ファイバーポスト)

1 本につき 61 点

M005 装着

1 歯冠修復物 (1 歯につき)

(1) 歯科用合着・接着材料 I

イ レジン系

a 標準型 17 点

b 自動練和型 38 点

ロ グラスアイオノマー系

a 標準型 10 点

b 自動練和型 12 点

(2) 歯科用合着・接着材料 II 12 点

(3) 歯科用合着・接着材料 III 4 点

2 仮着 (1 歯につき) 4 点

3 口腔内装置等の装着の場合 (1 歯につき)

(1) 歯科用合着・接着材料 I

イ レジン系

a 標準型 17 点

b 自動練和型 38 点

ロ グラスアイオノマー系

a 標準型 10 点

b 自動練和型 12 点

(2) 歯科用合着・接着材料 II 12 点

(3) 歯科用合着・接着材料 III 又は歯科充填用即時硬化レジン 4 点

M009 充填（1 窩洞につき）

1 歯科充填用材料 I

(1) 複合レジン系

イ 単純なもの 11 点

ロ 複雑なもの 29 点

(2) グラスアイオノマー系

イ 標準型

a 単純なもの 8 点

b 複雑なもの 21 点

ロ 自動練和型

a 単純なもの 9 点

b 複雑なもの 23 点

2 歯科充填用材料 II

(1) 複合レジン系

イ 単純なもの 4 点

ロ 複雑なもの 11 点

(2) グラスアイオノマー系

イ 標準型

a 単純なもの 3 点

b 複雑なもの 8 点

ロ 自動練和型

a 単純なもの 6 点

b 複雑なもの 17 点

M010 金属歯冠修復（1 個につき）

1 14 カラット金合金

(1) インレー

複雑なもの 1,664 点

(2) 4 分の 3 冠

2,080 点

2 金銀パラジウム合金（金 12%以上）

(1) 大臼歯

イ インレー

a 単純なもの 362 点

b 複雑なもの 669 点

ロ 5 分の 4 冠 842 点

ハ 全部金属冠 1,060 点

(2) 小臼歯・前歯

イ インレー

a 単純なもの 246 点

b 複雑なもの 490 点

ロ 4 分の 3 冠 605 点

ハ 5 分の 4 冠 605 点

ニ 全部金属冠 759 点

3 銀合金

(1) 大臼歯

イ インレー

a	単純なもの	25 点
b	複雑なもの	44 点
ロ	5 分の 4 冠	57 点
ハ	全部金属冠	69 点
(2)	小臼歯・前歯・乳歯	
イ	インレー	
a	単純なもの	16 点
b	複雑なもの	32 点
ロ	4 分の 3 冠（乳歯を除く。）	40 点
ハ	5 分の 4 冠（乳歯を除く。）	40 点
ニ	全部金属冠	51 点
M010-2	チタン冠（1 歯につき）	66 点
M010-3	接着冠（1 歯につき）	
1	金銀パラジウム合金（金 12%以上）	
(1)	前歯	605 点
(2)	小臼歯	605 点
(3)	大臼歯	842 点
2	銀合金	
(1)	前歯	40 点
(2)	小臼歯	40 点
(3)	大臼歯	57 点
M010-4	根面被覆（1 歯につき）	
1	根面板によるもの	
(1)	金銀パラジウム合金（金 12%以上）	
イ	大臼歯	362 点
ロ	小臼歯・前歯	246 点
(2)	銀合金	
イ	大臼歯	25 点
ロ	小臼歯・前歯	16 点
2	レジン充填によるもの	
(1)	複合レジン系	11 点
(2)	ガラスアイオノマー系	
イ	標準型	8 点
ロ	自動練和型	9 点
M011	レジン前装金属冠（1 歯につき）	
1	金銀パラジウム合金（金 12%以上）を用いた場合	945 点
2	銀合金を用いた場合	112 点
M011-2	レジン前装チタン冠（1 歯につき）	66 点
M015	非金属歯冠修復（1 歯につき）	
1	レジンインレー	
(1)	単純なもの	29 点
(2)	複雑なもの	40 点
2	硬質レジンジャケット冠	
(1)	歯冠用加熱重合硬質レジン	8 点
(2)	歯冠用光重合硬質レジン	183 点

M015-2 CAD/CAM冠（1歯につき）

1 前歯

CAD/CAM冠用材料（Ⅳ） 388 点

2 小臼歯

(1) CAD/CAM冠用材料（Ⅰ） 181 点

(2) CAD/CAM冠用材料（Ⅱ） 163 点

3 大臼歯

(1) CAD/CAM冠用材料（Ⅲ） 316 点

注 CAD/CAM冠用材料（Ⅲ）を小臼歯に対して使用した場合は、「2 小臼歯」により算定する。

(2) CAD/CAM冠用材料（Ⅴ） 615 点

M015-3 CAD/CAMインレー（1歯につき）

1 小臼歯

(1) CAD/CAM冠用材料（Ⅰ） 181 点

(2) CAD/CAM冠用材料（Ⅱ） 163 点

2 大臼歯

CAD/CAM冠用材料（Ⅲ） 316 点

注 CAD/CAM冠用材料（Ⅲ）を小臼歯に対して使用した場合は、「1 小臼歯」により算定する。

M016 乳歯冠（1歯につき）

1 乳歯金属冠 30 点

2 その他の場合

乳歯に対してジャケット冠を装着する場合

〔次の材料料と人工歯料との合計により算定する。〕

1 歯につき 1 点

M016-3 既製金属冠（1歯につき） 29 点

M017 ポンティック（1歯につき）

1 鋳造ポンティック

(1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上）

イ 大臼歯 1,220 点

ロ 小臼歯 919 点

(2) 銀合金

大臼歯・小臼歯 55 点

2 レジン前装金属ポンティック

(1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上）を用いた場合

イ 前歯 733 点

ロ 小臼歯 919 点

ハ 大臼歯 1,220 点

(2) 銀合金を用いた場合

イ 前歯 70 点

ロ 小臼歯 70 点

ハ 大臼歯 70 点

M017-2 高強度硬質レジnbrリッジ（1装置につき） 1,629 点

M018 有床義歯

〔次の材料料と人工歯料との合計により算定する。〕

1	局部義歯（1床につき）	
(1)	1 歯から 4 歯まで	2 点
(2)	5 歯から 8 歯まで	3 点
(3)	9 歯から 11 歯まで	5 点
(4)	12 歯から 14 歯まで	7 点
2	総義歯（1顎につき）	10 点
M019	熱可塑性樹脂有床義歯（1床につき）	
	〔次の材料料と人工歯料との合計により算定する。〕	
	熱可塑性樹脂有床義歯（1床につき）	37 点
M020	鑄造鉤（1個につき）	
1	14 カラット金合金	
(1)	双子鉤	
	イ 大・小臼歯	1,890 点
	ロ 犬歯・小臼歯	1,537 点
(2)	二腕鉤（レストつき）	
	イ 大臼歯	1,537 点
	ロ 犬歯・小臼歯	1,181 点
	ハ 前歯（切歯）	909 点
2	金銀パラジウム合金（金 12%以上）	
(1)	双子鉤	
	イ 大・小臼歯	975 点
	ロ 犬歯・小臼歯	763 点
(2)	二腕鉤（レストつき）	
	イ 大臼歯	669 点
	ロ 犬歯・小臼歯	582 点
	ハ 前歯（切歯）	540 点
3	鑄造用コバルトクロム合金	5 点
M021	線鉤（1個につき）	
1	不銹鋼及び特殊鋼	6 点
2	14 カラット金合金	
(1)	双子鉤	893 点
(2)	二腕鉤（レストつき）	690 点
M021-2	コンビネーション鉤（1個につき）	
1	鑄造鉤又はレストに金銀パラジウム合金（金 12%以上）、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合	
(1)	前歯	270 点
(2)	犬歯・小臼歯	291 点
(3)	大臼歯	335 点
2	鑄造鉤又はレストに鑄造用コバルトクロム合金、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合	
(1)	前歯	30 点
(2)	犬歯・小臼歯	30 点
(3)	大臼歯	30 点
M021-3	磁性アタッチメント（1個につき）	
1	磁石構造体	777 点
2	キーパー付き根面板	

(根面板の保険医療材料料 (1 歯につき))

キーパー付き根面板を用いた場合は次の材料料とキーパー料との合計により算定する。

(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)

イ 大臼歯 669 点

ロ 小臼歯・前歯 490 点

(2) 銀合金

イ 大臼歯 44 点

ロ 小臼歯・前歯 32 点

(キーパー)

1 個につき 233 点

M023 バー (1 個につき)

1 鋳造バー

(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) 1,563 点

(2) 鋳造用コバルトクロム合金 18 点

2 屈曲バー

不銹鋼及び特殊鋼 30 点

M030 有床義歯内面適合法

軟質材料を用いる場合 (1 顎につき)

1 シリコーン系 166 点

2 アクリル系 99 点

(別添参考)

「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特定保険医療材料料（使用歯科材料料）の算定について」

（令和6年3月5日保医発 0305 第10号）の一部改正について

(傍線の部分は改正部分)

改 正 後	現 行
(別紙1) 材料料 M002 支台築造 (支台築造の保険医療材料料（1歯につき）) ファイバーポストを用いた場合は次の材料料と使用した本数分のファイバーポスト料との合計により算定する。 1 間接法 (1) メタルコアを用いた場合 イ 大臼歯 <u>94 点</u> ロ 小臼歯・前歯 <u>58 点</u> 2 (略) M005～M009 (略) M010 金属歯冠修復（1個につき） 1 14カラット金合金 (1) インレー 複雑なもの <u>1,664 点</u> (2) 4分の3冠 <u>2,080 点</u> 2 金銀パラジウム合金（金12%以上） (1) 大臼歯 イ インレー a 単純なもの <u>362 点</u> b 複雑なもの <u>669 点</u> ロ 5分の4冠 <u>842 点</u>	(別紙1) 材料料 M002 支台築造 (支台築造の保険医療材料料（1歯につき）) ファイバーポストを用いた場合は次の材料料と使用した本数分のファイバーポスト料との合計により算定する。 1 間接法 (1) メタルコアを用いた場合 イ 大臼歯 <u>95 点</u> ロ 小臼歯・前歯 <u>59 点</u> 2 (略) M005～M009 (略) M010 金属歯冠修復（1個につき） 1 14カラット金合金 (1) インレー 複雑なもの <u>1,650 点</u> (2) 4分の3冠 <u>2,062 点</u> 2 金銀パラジウム合金（金12%以上） (1) 大臼歯 イ インレー a 単純なもの <u>366 点</u> b 複雑なもの <u>677 点</u> ロ 5分の4冠 <u>852 点</u>

ハ 全部金属冠	1,060 点	ハ 全部金属冠	1,072 点
(2) 小臼歯・前歯		(2) 小臼歯・前歯	
イ インレー		イ インレー	
a 単純なもの	246 点	a 単純なもの	249 点
b 複雑なもの	490 点	b 複雑なもの	495 点
ロ 4分の3冠	605 点	ロ 4分の3冠	612 点
ハ 5分の4冠	605 点	ハ 5分の4冠	612 点
ニ 全部金属冠	759 点	ニ 全部金属冠	767 点
3 銀合金		3 銀合金	
(1) 大臼歯		(1) 大臼歯	
イ (略)		イ (略)	
ロ (略)		ロ (略)	
ハ 全部金属冠	69 点	ハ 全部金属冠	70 点
(2) 小臼歯・前歯・乳歯		(2) 小臼歯・前歯・乳歯	
イ インレー		イ インレー	
a (略)		a (略)	
b 複雑なもの	32 点	b 複雑なもの	33 点
ロ (略)		ロ (略)	
ハ (略)		ハ (略)	
ニ (略)		ニ (略)	
M010-2 (略)		M010-2 (略)	
M010-3 接着冠 (1 歯につき)		M010-3 接着冠 (1 歯につき)	
1 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)		1 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)	
(1) 前歯	605 点	(1) 前歯	612 点
(2) 小臼歯	605 点	(2) 小臼歯	612 点
(3) 大臼歯	842 点	(3) 大臼歯	852 点
2 (略)		2 (略)	
M010-4 根面被覆 (1 歯につき)		M010-4 根面被覆 (1 歯につき)	
1 根面板によるもの		1 根面板によるもの	

(1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上） イ 大臼歯 <u>362 点</u> ロ 小臼歯・前歯 <u>246 点</u> (2) （略） 2 （略） M011 レジン前装金属冠（1 歯につき） 1 金銀パラジウム合金（金 12%以上）を用いた場合 <u>945 点</u> 2 銀合金を用いた場合 <u>112 点</u> M011-2～M016-3 （略） M017 ポンティック（1 歯につき） 1 鑄造ポンティック (1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上） イ 大臼歯 <u>1,220 点</u> ロ 小臼歯 <u>919 点</u> (2) 銀合金 大臼歯・小臼歯 <u>55 点</u> 2 レジン前装金属ポンティック (1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上）を用いた場合 イ 前歯 <u>733 点</u> ロ 小臼歯 <u>919 点</u> ハ 大臼歯 <u>1,220 点</u> (2) 銀合金を用いた場合 イ 前歯 <u>70 点</u> ロ 小臼歯 <u>70 点</u> ハ 大臼歯 <u>70 点</u> M017-2～M019 （略） M020 鑄造鉤（1 個につき） 1 14 カラット金合金 (1) 双子鉤	(1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上） イ 大臼歯 <u>366 点</u> ロ 小臼歯・前歯 <u>249 点</u> (2) （略） 2 （略） M011 レジン前装金属冠（1 歯につき） 1 金銀パラジウム合金（金 12%以上）を用いた場合 <u>956 点</u> 2 銀合金を用いた場合 <u>113 点</u> M011-2～M016-3 （略） M017 ポンティック（1 歯につき） 1 鑄造ポンティック (1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上） イ 大臼歯 <u>1,234 点</u> ロ 小臼歯 <u>929 点</u> (2) 銀合金 大臼歯・小臼歯 <u>56 点</u> 2 レジン前装金属ポンティック (1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上）を用いた場合 イ 前歯 <u>741 点</u> ロ 小臼歯 <u>929 点</u> ハ 大臼歯 <u>1,234 点</u> (2) 銀合金を用いた場合 イ 前歯 <u>71 点</u> ロ 小臼歯 <u>71 点</u> ハ 大臼歯 <u>71 点</u> M017-2～M019 （略） M020 鑄造鉤（1 個につき） 1 14 カラット金合金 (1) 双子鉤
--	--

イ 大・小臼歯	<u>1,890 点</u>	イ 大・小臼歯	<u>1,871 点</u>
ロ 犬歯・小臼歯	<u>1,537 点</u>	ロ 犬歯・小臼歯	<u>1,522 点</u>
(2) 二腕鉤（レストつき）		(2) 二腕鉤（レストつき）	
イ 大臼歯	<u>1,537 点</u>	イ 大臼歯	<u>1,522 点</u>
ロ 犬歯・小臼歯	<u>1,181 点</u>	ロ 犬歯・小臼歯	<u>1,169 点</u>
ハ 前歯（切歯）	<u>909 点</u>	ハ 前歯（切歯）	<u>900 点</u>
2 金銀パラジウム合金（金 12%以上）		2 金銀パラジウム合金（金 12%以上）	
(1) 双子鉤		(1) 双子鉤	
イ 大・小臼歯	<u>975 点</u>	イ 大・小臼歯	<u>987 点</u>
ロ 犬歯・小臼歯	<u>763 点</u>	ロ 犬歯・小臼歯	<u>772 点</u>
(2) 二腕鉤（レストつき）		(2) 二腕鉤（レストつき）	
イ 大臼歯	<u>669 点</u>	イ 大臼歯	<u>677 点</u>
ロ 犬歯・小臼歯	<u>582 点</u>	ロ 犬歯・小臼歯	<u>589 点</u>
ハ 前歯（切歯）	<u>540 点</u>	ハ 前歯（切歯）	<u>546 点</u>
3 （略）		3 （略）	
M021 線鉤（1 個につき）		M021 線鉤（1 個につき）	
1 （略）		1 （略）	
2 14 カラット金合金		2 14 カラット金合金	
(1) 双子鉤	<u>893 点</u>	(1) 双子鉤	<u>884 点</u>
(2) 二腕鉤（レストつき）	<u>690 点</u>	(2) 二腕鉤（レストつき）	<u>683 点</u>
M021-2 コンビネーション鉤（1 個につき）		M021-2 コンビネーション鉤（1 個につき）	
1 鑄造鉤又はレストに金銀パラジウム合金（金 12%以上）、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合		1 鑄造鉤又はレストに金銀パラジウム合金（金 12%以上）、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合	
(1) 前歯	<u>270 点</u>	(1) 前歯	<u>273 点</u>
(2) 犬歯・小臼歯	<u>291 点</u>	(2) 犬歯・小臼歯	<u>294 点</u>
(3) 大臼歯	<u>335 点</u>	(3) 大臼歯	<u>339 点</u>
2 （略）		2 （略）	
M021-3 磁性アタッチメント（1 個につき）		M021-3 磁性アタッチメント（1 個につき）	
1 （略）		1 （略）	
2 キーパー付き根面板		2 キーパー付き根面板	

(根面板の保険医療材料料 (1 歯につき)) キーパー付き根面板を用いた場合は次の材料料とキーパー料との合計により算定する。 (1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) イ 大臼歯 <u>669 点</u> ロ 小臼歯・前歯 <u>490 点</u> (2) 銀合金 イ (略) ロ 小臼歯・前歯 <u>32 点</u> (キーパー) (略) M023 バー (1 個につき) 1 鋳造バー (1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) <u>1,563 点</u> (2) (略) 2 (略) M030 (略)	(根面板の保険医療材料料 (1 歯につき)) キーパー付き根面板を用いた場合は次の材料料とキーパー料との合計により算定する。 (1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) イ 大臼歯 <u>677 点</u> ロ 小臼歯・前歯 <u>495 点</u> (2) 銀合金 イ (略) ロ 小臼歯・前歯 <u>33 点</u> (キーパー) (略) M023 バー (1 個につき) 1 鋳造バー (1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) <u>1,582 点</u> (2) (略) 2 (略) M030 (略)
--	--